

令和6年6月教育委員会会議の議題1の補足説明について

1 知事からの意見聴取に係る条例改正の内容

(関係条例)

- ① 大阪府認定こども園の認定要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例
- ② 大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

(改正内容)

国における幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準等の改正により、幼保連携型認定こども園に配置すべき教育及び保育に直接従事する職員の数を改正。

- ・ 満3歳以上満4歳未満の園児

〔改正前〕 おおむね20人につき1人以上 ⇒ 〔改正後〕 おおむね15人につき1人以上

- ・ 満4歳以上の園児

〔改正前〕 おおむね30人につき1人以上 ⇒ 〔改正後〕 おおむね25人につき1人以上

2 「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」より抜粋

園児の区分	員数
一 満4歳以上の園児	おおむね25人につき1人
二 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね15人につき1人
三 満1歳以上満3歳未満の園児	おおむね6人につき1人
四 満1歳未満の園児	おおむね3人につき1人

【国から示された職員配置数の算出方法】

（「幼保連携型認定こども園の学級編制、職員設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて（通知）」より抜粋）

$$\begin{aligned} \text{必要配置数} &= 0 \text{歳児} \times 1/3 \quad (\text{小数点第2位以下切捨}) \\ &+ (1 \text{歳児} + 2 \text{歳児}) \times 1/6 \quad (\text{小数点第2位以下切捨}) \\ &+ 3 \text{歳児} \times 1/20^{※} \quad (\text{小数点第2位以下切捨}) \\ &+ (4 \text{歳児} + 5 \text{歳児}) \times 1/30^{※} \quad (\text{小数点第2位以下切捨}) \\ &= \text{必要配置数} \quad (\text{小数点以下四捨五入}) \end{aligned}$$

※通知では改正前の数値となっているが、実際の運用では改正後の数値（3歳児×1/15、（4歳児+5歳児）×1/25）によって計算されている。